

事務連絡
令和5年3月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

広報資材「医療についての相談窓口」の配布について（協力依頼）

医療安全行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による医療法（昭和23年法律第205号）の改正により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないこととされ、医療安全支援センターにおける業務の1つとして、患者又はその家族からの医療に関する相談に 응ずることが定められています。

今般、こうした医療に関する相談等を受け付ける窓口について広く周知するため、別添のとおり広報資材を作成しました。貴自治体におかれましては、資材の内容について御了知いただくとともに、庁舎内の見やすい場所への掲示や各窓口での配布等により、管内の住民、医療機関、関係団体等への周知・広報に御協力いただくようお願いいたします。

以上